

「証券決済制度改革推進センター」の設置要綱

平成14年4月

1. 設置目的

証券取引においては、決済の安全性や効率性に対する信頼が確保されてはじめて、投資家等は取引に積極的に参加することになるため、証券決済システムは証券市場の重要な基盤といえる。欧米主要国では、証券決済機関が広範な有価証券を対象として、決済リスクを低減するための有効な仕組みであるDVPを実現しつつ、効率的な振替決済を行っており、我が国の証券決済システムを効率的で欧米等と同等の競争力を持つように改革することは、まさに喫緊の課題である。

証券決済システム改革に向けて、政府は株券等保管振替法改正の実施、今通常国会における社債等振替法、改正証取法等の成立、さらに次の段階としては株券不発行の商法改正等を予定するなど法制度の整備を進めている。また、市場関係者側においても、これまで日本証券業協会が主宰する「証券受渡・決済制度改革懇談会(座長; 前田庸 学習院大学教授)を中心に検討を行い、各種の制度整備を行ってきたところであるが、今後、同懇談会の活動をより強化し、民間主導により、残された課題について、実務スキーム等の具体策を示すことが急務となってきた。

こうした諸般の情勢を踏まえ、このたび、日本証券業協会では、証券市場のインフラ整備に主体的に関わっている関係各方面の協力を得ながら、証券受渡・決済制度改革懇談会の活動等を支援する事務局として、「証券決済制度改革推進センター」を設置し、DVP、STP、T+1をはじめとする証券決済制度改革の早期実現に資するものとする。

2. 主な活動内容

- (1) 証券決済制度改革が目標とするDVP、STP、T+1の実現と諸条件の整備など全体像の明確化、検討課題の整理、スケジュール(工程表)の作成等
- (2) 証券決済制度改革のための各検討課題について、当該検討体との調整、検討状況の把握、懇談会、関係ワーキング・グループへの報告
- (3) 検討課題のうち新たな検討機関が必要な場合にはその設置、運営の支援
- (4) 懇談会、各種ワーキング・グループ、検討機関の活動を補佐するための調査研究、広報・推進活動、国際活動

3. スタッフ構成

本センターは、日本証券業協会内部に設置し、事務局は事務局長及びスタッフで構成する。

4. 活動期間

本センターの活動期間は、当面5年程度を目途とし、その後情勢に応じて見直すこととする。

以上